

平成27年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ：出資等外郭団体の運営状況・財務事務について

報告書 ページ	所管課(対象公社等)	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
34	行政改革課	<p>【指導指針の改定及び県出資等外郭団体の抜本的な見直し】</p> <p>「公社等に関する指導指針」の改定及び出資等外郭団体の抜本的な見直しにあたっては、総務省の通知及び指針に基づき各出資等外郭団体の存在意義を検討するための活動指標や財務指標も追加するなど、定期的にモニタリングできる体制を構築されたい。</p>	<p>平成28年3月31日付けで「公社等に関する指導指針」について、総務省の通知及び指針の内容等を踏まえ改定した。</p> <p>その中で、「公社等見直し計画」の様式も全面的に見直し、公社等の存在意義を検討するための活動指標や財務指標を追加するなど、継続的なモニタリング体制を整備した。</p>
40	行政改革課	<p>【山形県住宅供給公社廃止の方向性に関する監査人の意見】</p> <p>平成17年に廃止の方向性が示され、平成34年度の廃止が決定された山形県住宅供給公社については、当時の議論を当然尊重しつつも、廃止の決定が17年後を想定し行われたことや出資等外郭団体の見直しを毎期行うことに鑑み、再度廃止の妥当性の検討が必要と考える。</p>	<p>「公社等に関する指導指針」の改定(平成28年3月)を踏まえ、公社等の総点検(公社等のあり方を検証し、今後の方向性を検討)を実施。</p> <p>総点検の結果、山形県住宅供給公社について、平成28年8月29日に今後の方向性が、以下のとおり決定された。</p> <p>①大規模宅地開発は平成17年方針のとおりに終了する。</p> <p>②人口減少対策や市町村支援といった「地方創生に貢献する新たな役割」に対応するために再生する。</p>
41	建築住宅課 (山形県住宅供給公社)	<p>【山形県住宅供給公社廃止見直しに関する監査人の意見】</p> <p>山形県住宅供給公社は、1級建築士4名、2級建築士2名、宅地建物取引士3名などの専門家を複数擁し、分譲事業以外の業務での活躍が期待される。総務省による「第三セクター等の経営健全化等に関する指針(平成26年8月)」において、「第三セクター等が有する長所を踏まえ、有効に活用することが望ましい。」とされたことを踏まえ、業務内容を分譲事業中心から地方創生に貢献できる公共性・公益性の高い事業への見直しを図りながら同公社を存続させ、現在のノウハウを有効活用することも検討されたい。</p>	<p>「公社等に関する指導指針」に基づき、事業の意義、経営健全性、費用対効果の視点から検証を行い、第三者委員会の意見を踏まえ、平成28年8月29日に今後の方向性が、以下のとおり決定された。</p> <p>①大規模宅地開発は平成17年方針のとおりに終了する。</p> <p>②人口減少対策や市町村支援といった「地方創生に貢献する新たな役割」に対応するために再生する。</p>
56	管理課 (公財)山形県建設技術センター)	<p>【評議員会及び理事会における決議の省略】</p> <p>定款で評議員会のみ認められている決議事項が、「決議の省略」により対応されている。評議員会のガバナンス機能が十分に発揮されない恐れもあるため、各案件の内容や緊急性等を総合的に勘案して判断するよう十分配慮されたい。</p>	<p>平成28年4月の評議員会・理事会の決議の省略においては、評議員・理事の任期途中の辞任に伴う後任者の選任関係案件のみとした。</p>
66	管理課 (公財)山形県建設技術センター)	<p>【全国建設技術センター等協議会理事会開催に係る経費支出】</p> <p>会議の目的・趣旨に鑑みて、必ずしも必要と考えられない経費の支出が認められた。今後、このような経費の支出がないように、予算編成の段階で経費科目ごとに具体的な費用の内容を記載するなどのガバナンス体制の強化を検討されたい。</p>	<p>平成29年度予算より、予算編成資料に交際費的経費の積上げ内訳を明記することとした。</p> <p>また、「交際費的経費支出マニュアル」を作成して、「許容される例」及び「不適切例」を具体的に記載し、全職員へ内容の周知を徹底した。</p>
69	管理課 (公財)山形県建設技術センター)	<p>【固定資産の实地照合に関する規定の明確化】</p> <p>経理規程に、固定資産の实地照合に関する規定がない。事業のために必要な固定資産を適切に管理し、貸借対照表においてその実態を示すためにも、年に1回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めることが望ましい。</p>	<p>平成28年4月1日付けで経理規程を改正し、年1回以上の現物照合を義務化した。</p>

平成27年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ：出資等外郭団体の運営状況・財務事務について

報告書 ページ	所管課(対象公社等)	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
70	管理課 ((公財)山形県建設技術センター)	【固定資産の計上基準に関する規定の明確化】 経理規程に、固定資産の計上基準が定められていない。管理・現物照合の対象を明確にするために、例えば、「固定資産とは、耐用年数が1年以上で、かつ取得価額10万円以上の資産をいう。」などの規定を行い、固定資産の範囲を明確にすることが望ましい。	平成28年4月1日付けで経理規程を改正し、その他の固定資産を具体的に定義した。
73	管理課 ((公財)山形県建設技術センター)	【特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成】 本法人では、退職給付引当資産、減価償却引当資産について、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成していない。 本法人が設定している他の特定資産と同様、作成することを検討されたい。	平成29年6月30日に、「退職給与引当資産取扱要綱」及び「減価償却引当資産取扱要綱」を制定し、資産の目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを規定した。
98	県民文化課 ((公財)山形県生涯学習文化財団)	【固定資産に関する規定の明確化】 会計規程で固定資産の実地照合について定められていないが、管理目的で自主的に年に1回、実施照合を行っている。 ただし、目視により確認し、口頭で報告するのみであり、確認資料が保管されていなかった。 県有資産を指定管理者として管理している本法人にとって、県有資産と法人所有資産が明確に区分されていることは重要であるため、会計規程で現物照合について明文化し、実施結果を保管・報告する旨を定めることが望ましい。	平成28年6月1日付けで会計規程を改正し、現物照合等について規定した。
100	県民文化スポーツ課 ((公財)山形県生涯学習文化財団)	【特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成】 本法人が保有する預金や有価証券などにより積み立てている特定資産について、「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」に則り、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成することを検討されたい。	特定資産取扱要綱を平成31年2月1日付けで制定した。
122	中小企業振興課 ((公財)山形県企業振興公社)	【「起案文書」の見直し】 県からの委託に基づき実施している機械要素技術展出展事業について、決裁文書に記載された伺い内容が不十分である。よって、規定に基づき、明確に起案文書を作成することを検討されたい。	平成28年4月1日の公社定例部長会議において、伺い内容が十分なものとなるよう、規定に基づき、明確に決裁文書を作成すべき旨、口頭指導により徹底した。 不十分な伺いは、決裁の内容を明確にした資料を追加し、改善を図った。
122	中小企業振興課 ((公財)山形県企業振興公社)	【業者選定過程の「見える化」】 企画提案型プロポーザルにおける業者選定においては、審査にあたり、選考ポイントごとの評価点はつけられておらず、審査委員間の協議で決定し、法人内の決裁手続きを行っているのみである。今後、同様の企画提案型プロポーザルを実施する際、業者選定が厳正、かつ、公平な審査に基づいて行われていることをより正確に検証できるような体制の構築、業者選定方法を検討されたい。	企画提案型プロポーザルを実施する際、業者選定が厳正、かつ、公平な審査に基づいて行われていることをより正確に検証できるような体制の構築、業者選定方法となるように、平成28年4月1日付けで「財務規程」を改正し、「業務委託におけるプロポーザル方式事務取扱要領」を制定した。
124	中小企業振興課 ((公財)山形県企業振興公社)	【固定資産に関する規定の明確化】 財務規程に、固定資産の実地照合に関する記述がない。 事業のために必要な固定資産を適切に管理し、貸借対照表においてその実態を示すためにも、年に1回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めることが望ましい。	平成28年4月1日付けで「財務規程」を改正し、固定資産の照合に関する規定を設けた。

平成27年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ：出資等外郭団体の運営状況・財務事務について

報告書ページ	所管課(対象公社等)	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
126	中小企業振興課 ((公財)山形県企業振興公社)	<p>【特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成】</p> <p>特定資産について、積立・取崩額の計算方法や承認などの事務手続を定めた規程を設けていない。目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成することを検討されたい。</p>	平成28年3月30日付けで、特定資産の積立、取崩などの要件を定めた「特定資産取扱要領」を制定した。
127	中小企業振興課 ((公財)山形県企業振興公社)	<p>【共通会議室の修繕負担に関する協定書などの作成】</p> <p>本法人が山形県中小企業団体中央会、山形県商工会連合会とそれぞれ持分を持つ霞城セントラルビル15階共通会議室について、取得経緯及び費用の負担関係を定めた協定書などが作成されていない。</p> <p>退職や配置転換により当該経緯の引継が円滑になされず、修繕に関する負担関係が曖昧にならないように、共通会議室に係る修繕費用の負担関係を取決めした協定書などを作成することを検討されたい。</p>	当法人と山形県中小企業団体中央会、山形県商工会連合会がそれぞれ持分を持つ霞城セントラルビル15階会議室について、修繕に係る負担関係が曖昧にならないように、修繕費用の負担関係を定めた協定を平成31年3月7日付けで締結した。
138	中小企業振興課 ((公財)山形県企業振興公社)	<p>【ID、パスワードの管理】</p> <p>パスワードの最低桁数が4桁であることは、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。県の定めるルール(8文字以上14文字以内)を参考に最低桁数の再検討を実施し、顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数を増やすことを検討されたい。</p>	平成28年3月1日付けで「情報セキュリティ対策規準」を制定し、情報セキュリティが脆弱にならないよう8桁以上のパスワードにすべき旨を規定し、運用している。
156	畜産振興課 ((公社)山形県畜産協会)	<p>【家畜死体保冷保管施設の老朽化対策】</p> <p>本法人が保有する山形県家畜死体保冷保管施設について、県として施設の老朽化にどう対応していくかを検討し、更新などの対応計画を作成することを検討されたい。</p>	<p>当該施設については2ヶ月毎の事業実施状況確認と四半期毎の現地調査により、修繕等は可能な限り計画的に進めてきたところ。</p> <p>特に老朽化が認められる冷却設備に関しては、1系統毎の2ヶ年計画で、平成29年度及び30年度に設備の更新を行うべく、その経費を助成する事業について、予算要求中である。</p> <p>以上、施設の維持管理に係る修繕や更新については、今後とも必要性に応じ適宜計画的に進めていく。</p>
158	畜産振興課 ((公社)山形県畜産協会)	<p>【特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成】</p> <p>退職給付引当資産、寄附金資産について、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成していない。</p> <p>本法人が設定している他の特定資産と同様、作成することを検討されたい。</p>	平成29年3月29日付けで退職給付引当資産取扱規程及び寄附金資産取扱規程を制定した。